特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和6年4月15日

閗谉愭叝

1	
1. 特定個人情報ファ・	イルを取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則、主務省令等に基づく児童扶養手当に関する事務であって主務省令で定めるもの。 〈概要〉 認定請求者(受給者)から提出される認定請求書、額改定請求書、現況届等各種届及び住民異動等に基づき、認定、受給事由消滅及び支給等の管理業務。 〈事務処理〉 ①新規認定請求。 ・新規認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。 ②額改定請求書に基づき、支給要件児童の認定・消滅を行う。 ③現況届 ・現況届に基づき、年度更新を行う。 ④現況届審査結果通知書送付・③の年度更新の結果通知書送付・③の年度更新の結果通知書送付・方。 ・氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・「氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・「中産基替変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・「中産基替変更届に基づき、大名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・「中産素替変更届に基づき、大名・住所の直民異動の確認とは多更を行う。 ・「中産財務を関係といる事情が表現している。 ・「別議成とは20歳到達に伴う受給事由消滅分の通知書送付を行う。 ・「別議成とび⑥年齢到達に伴う受給事由消滅分の通知書送付を行う。 ・「別議成とび⑥年齢到達に伴う受給事由消滅分の通知書送付を行う。 ・「別議を正義ではと異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、消滅届等の提出案内の送付を行う。 ・「別により返還金請求及び催告・支給事由消滅等・一定時に対している。」・「表述の表述代表している。」・「表述の表述代表は、対している。」・「表述の表述代表、対している。」・「表述の表述代表述、表述の表述代表述、表述の表述代表述、表述の表述、表述の表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表
③システムの名称	児童扶養手当システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、ぴったりサービス(サービス 検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理、Logoフォーム
2. 特定個人情報ファ・	イル名
(1)児童扶養手当ファイル	レ、(2)情報連携ファイル
3. 個人番号の利用	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の37の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 情報照会 別表第二の57の項 情報提供 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	子ども家庭部 管理課				
②所属長の役職名	子ども家庭部管理課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係				
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か	 〈選択肢〉 1) 1,000人未満(任意実施) 1) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 					
いつ時点の計数か	令和6年2月16日 時点					
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か	令和6年2月16日 時点					
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しざい恒刊断桁来	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	茴書の種類						
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	売しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

麥更簡所

### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	変更箇		変更前の記載	亦再終の記載	担山味物	担山味物になる説明
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	変更日	項目	2 00 000 00 00	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
情報所含 対策等 - 1982 (1982 - 1997 (2013 1995 1995 1995 1995 1995 1995 1995 19	平成28年11月30日	3. 個人番号の利用	の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別表第1項 別表第一の37の項 主務省令管理番号37-1、37-8、37-9、37-10、37-12、37-13、37-14、37-15、37-16、37-17、37-18、37-19、37-19、37-22、37-23、37-24、37-25、37-26、37-27、37-28、37-28、37-30、37-31、37-32、37-33、37-34、37-35、37-36、37-37、37-38、37-34、37-36、37-42、37-43、37-43、37-43、37-43、37-44、37-45、37-46、37-47、	の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号)(以下1番号法)という。)第9 条別表第1項 別表第一の37の項 主務省令管理番号37-1、37-2、37-3、37-4、 37-5、37-6、37-7、37-9、37-10、37-11、37- 12、37-14、37-16、37-17、37-18、37-19、37- 20、37-21、37-22、37-24、37-25、37-26、37- 27、37-29、37-30、37-31、37-32、37-33、37- 34、37-35、37-36、37-37、37-38、37-39、37- 40、37-41、37-43、37-44、37-45、37-46、37-	事前	
京藤野生成内後の 1 別連情報	平成28年11月30日	4. 情報連携	情報照会 別表第二の57の項 情報照会 別表第二の13の項、26の項、30の 項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 主務省令管理番号37-2(57-1)、37-3(57-1)、 37-4(57-2)、37-5(57-2)、37-6(57-2)、37- (57-3)、37-1(57-3)、37-15(57-3)、37-13(57-3)、 37-14(57-4)、37-15(57-3)、37-13(57-3)、 37-14(57-4)、37-15(57-3)、37-18(57-1)、37- 19(57-1)、37-20(57-2)、37-2(57-3)、37- 22(57-3)、37-23(57-3)、37-24(57-3)、37- 28(57-3)、37-25(57-3)、37-27(57-3)、37- 36(57-1)、37-37(57-1)、37-38(57-2)、37- 39(57-2)、37-40(57-2)、37-41(57-3)、37- 42(57-3)、37-43(57-3)、37-44(57-3)、37- 45(57-3)、37-46(57-3)、37-47(57-3)、37-	情報照会 別表第二の57の項 情報提供 別表第二の13の項、26の項、30の 項、47の項、64の項、55の項、87の項、116の項 主務省令管理番号37-2(57-1)、37-3(57-1)、 37-4(57-2)、37-5(57-2)、37-6(57-2)、37- (57-3)、37-9(57-3)、37-10(57-3)、37-11(57- 3)、37-12(57-3)、37-14(57-4)、37-18(57-1)、 37-19(57-1)、37-20(57-2)、37-21(57-2)、37- 22(57-3)、37-24(57-3)、37-25(57-3)、37- 6(57-3)、37-27(57-3)、37-38(57-2)、37- 39(57-2)、37-40(57-2)、37-41(57-3)、37- 43(57-3)、37-40(57-2)、37-41(57-3)、37- 43(57-3)、37-44(57-3)、37-45(57-3)、37-	事前	
日間連幅報 1 回連幅報 1 回連幅報 1 日間連幅報 1 日本	平成30年3月20日		東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	事前	組織改正
日本語 日本	平成31年3月20日		の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9	の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号(以下「番号法」という。)第9 条第1項 別表第一の37の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	(誤記の修正、主務省令の追
「中央1947-10-10 1	平成31年3月20日		情報照会 別表第二の57の項	情報照会 別表第二の57の項 16の項 26の	事後	
マルコキ4月1日 1 間連情報	平成31年3月20日		所属長	所属長の役職名	事後	
特別 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成31年3月20日	Ⅳ リスク対策	_	Ⅳ リスク対策	事後	
「開連情報	平成31年4月1日		保健福祉部 子育て支援課	子ども家庭部 子育て支援課	事前	組織改正
T 関連情報	平成31年4月1日		東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	事前	組織改正
1 対象人数	平成31年4月1日		東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部子育て支援課子ども医療・	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・	事前	組織改正
中和3年1月1日	令和3年1月1日		平成27年7月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日 1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ・定時(12月・8月・4月)及び随時(他の月)に 口座振替で支給する。 ・定時(1月・3月・5月・7月・9月・11月)及び随時(他の月)に 時(他の月)に口座振替で支給する。 事後 児童扶養手当法の一部改正による記載の修正 令和3年1月1日 I 関連情報 5. ①部署 子ども家庭部 子育て支援課 子ども家庭部管理課長 事後 組織改正 令和3年1月1日 I 関連情報 5. ②所属長の役職名 子育て支援課長 子ども家庭部管理課長 事後 組織改正 令和3年1月1日 I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する間い合わせ 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・ 手当係 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・ ・番号法第19条第8号 事後 組織改正 令和4年3月18日 I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第8号 事後 法改正 令和4年3月18日 ILとい値判断 1.対象人数 令和2年10月14日時点 令和3年9月24日時点 事後 自己点検	令和3年1月1日	Ⅱ2. 取扱者数	平成27年7月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
中和3年1月1日 5. ①部署 ナとも家庭部 丁育 C 又接課 すども家庭部 管理課 事後 組織改正 中和3年1月1日 I 関連情報 5. ②所属長の役職名 子育て支援課長 子ども家庭部管理課長 事後 組織改正 中和3年1月1日 I 関連情報 1 内の取扱に関する 同い合わせ 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育で支援課子ども医療・ 手当係 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 事後 組織改正 中和4年3月18日 I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第8号 事後 法改正 令和4年3月18日 I Lさい値判断 1. 対象人数 令和2年10月14日 時点 令和3年9月24日 時点 事後 自己点検	令和3年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務			事後	
〒和4年3月18日 I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育で支援課子ども医療・手当係 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育で支援課子ども医療・手当係 事後 組織改正 中和4年3月18日 I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第8号 事後 法改正 中和4年3月18日 I Uさい値判断 1. 対象人数 ・和2年10月14日 時点 令和3年9月24日 時点 事後 自己点検	令和3年1月1日		子ども家庭部 子育て支援課	子ども家庭部 管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日 8. 特定個人情報ファイ ルの取扱に関する 問い合わせ 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育で支援課子ども医療・ 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 事後 組織改正 令和4年3月18日 I 関連情報 (人情報連携 ②法今上の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第8号 事後 法改正 令和4年3月18日 I Lさい値判断 (九 対象人数) 令和2年10月14日 時点 令和3年9月24日 時点 事後 自己点検	令和3年1月1日		子育て支援課長	子ども家庭部管理課長	事後	組織改正
令和4年3月18日 4. 情報連携 ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第8号 事後 法改正 令和4年3月18日 ILさい値判断 1. 対象人数 令和2年10月14日 時点 令和3年9月24日 時点 事後 自己点検	令和3年1月1日	8. 特定個人情報ファイ ルの取扱に関する	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	事後	組織改正
1. 対象人数	令和4年3月18日	4. 情報連携	・番号法第19条第7号	·番号法第19条第8号	事後	法改正
ASSURED TO THE TANK ASSURED THE TANK ASS	令和4年3月18日		令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検
令和3年9月18日 II 2. 取扱者数 令和2年10月14日 時点 令和3年9月24日 時点 事後 自己点検	令和4年3月18日	Ⅱ2. 取扱者数	令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の名称	児童扶養手当に関する業務	児童扶養手当に関する事務	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	⑫公金受取口座情報の照会	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバコネクタ、 中間サーバ・ブラットフォーム	児童扶養手当システム、中間サーバコネクタ、 中間サーバ・ブラットフォーム、ぴったりサービス (サービス検索・電子申請機能)、マイナポータ ル申請管理	事後	
令和5年3月31日	I 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバコネクタ、 中間サーバ・ブラットフォーム	児童扶養手当システム、共通基盤システム、中間サーバ・ブラットフォーム、Logoフォーム	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報 特定個人情報ファイル名	(1) 児童扶養手当ファイル、(2) 中間サーバコネクタDBファイル、(3) 情報連携ファイル	(1)児童扶養手当ファイル、(2)情報連携ファイル	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報3個人番号の利用 法令上の根拠	主務省令管理番号37-1、37-2、37-3、37-4、37-5、37-6、37-7、37-9、37-10、37-11、37-12、37-14、37-16、37-17、37-18、37-19、37-20、37-21、37-22、37-24、37-25、37-24、37-25、37-29、37-37、37-37、37-38、37-38、37-38、37-36、37-37、37-38、37-36、37-37、37-48 37-48	削除	事後	自己点検
令和6年2月16日		主務省令管理番号37-2(57-1)、37-3(57-1)、37-4(57-2)、37-6(57-2)、37-6(57-2)、37-6(57-2)、37-6(57-3)、37-9(57-3)、37-10(57-3)、37-11(57-3)、37-12(57-3)、37-14(57-4)、37-18(57-1)、37-19(57-1)、37-20(57-2)、37-21(57-2)、37-26(57-3)、37-27(57-3)、37-25(57-3)、37-26(57-3)、37-27(57-3)、37-38(57-1)、37-38(57-2)、37-39(57-2)、37-40(57-2)、37-41(57-3)、37-45(57-3)、37-45(57-3)、37-45(57-3)、37-46(57-3)、37-48(57-4)、37-37-31(57-3)、37-47-31(57-3)	削除	事後	自己点検
令和6年2月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満 令和4年12月7日 時点	2)1,000人以上1万人未満 令和6年2月16日 時点	事後	自己点検
令和6年2月16日	Ⅱ2. 取扱者数	令和4年12月7日 時点	令和6年2月16日 時点	事後	自己点検